

- この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二一年九月一日政令第二四〇号）抄
この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二一年一二月二八日政令第三二〇号）抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、法の施行の日（平成二十一年一月一日）から施行する。
- 附 則**（平成二三年六月一〇日政令第一六六号）抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二三年一〇月三一日政令第三三四号）抄
この政令は、法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。
- 附 則**（平成二三年一二月二六日政令第四二三号）抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二五年三月八日政令第五一号）抄
(施行期日)
- 1 この政令は、法の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。
- 附 則**（平成二六年二月五日政令第二三号）抄
この政令は、廃止法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。
- 附 則**（平成二六年一二月一九日政令第三九号）抄
(施行期日)
- 1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。
- 附 則**（平成二六年三月三一日政令第一二一号）抄
この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。
- 附 則**（平成二六年七月一六日政令第二六一号）抄
(施行期日)
- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十二条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二八年一月二二日政令第一二号）抄
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二八年一二月四日政令第三五号）抄
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二八年一二月二二日政令第一三号）抄
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二八年一二月二二日政令第二二号）抄
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二八年三月九日政令第五七号）抄
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

- 附 則 (平成二十八年三月二十五日政令第七八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年二月二六日政令第三九六号)
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年一月二〇日政令第四号) 抄
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年二月一七日政令第二二号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成三一年三月二〇日政令第四〇号)
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (令和四年六月一六日政令第二二八号)
この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。
附 則 (令和四年一一月一一日政令第三四八号)
この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。